５．特定個人情報の移転先

別表２

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法								⑦時期・頻度
							庁内連携システム	専用線	電子メール	電子記録媒体（フラッシュメモリ除く。）	フラッシュメモリ	紙	その他	その他の場合の詳細	
1	税務課	番号法第９条第２項 目黒区個人番号の利用に関する条例第３条第２項	地方税法による社会保険料控除の適用に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者又は当該被保険者の配偶者若しくは扶養親族						○	○	内部情報システム	随時
2	税務課	番号法第９条第２項 目黒区個人番号の利用に関する条例第３条第２項	地方税法による障害者控除の適用に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者又は当該被保険者の配偶者若しくは扶養親族						○	○	内部情報システム	随時
3	税務課	番号法第９条第２項 目黒区個人番号の利用に関する条例第３条第２項	地方税法による公的年金等の所得に係る特別区民税の特別徴収に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年1回
4	国保年金課	番号法第９条第１項 別表第一の４４の項	高額介護医療合算療養費の支給に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者		○					○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年1回
5	国保年金課	番号法第９条第２項 目黒区個人番号の利用に関する条例第３条第２項	国民健康保険法による被保険者の資格取得又は資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人未満	介護保険被保険者		○					○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	月1回
6	国保年金課	番号法第９条第２項 目黒区個人番号の利用に関する条例第３条第２項	国民健康保険法による国民健康保険料の徴収に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者		○					○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年6回
7	国保年金課	番号法第９条第１項 別表第一の８５の項	高額介護合算療養費の支給に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者		○					○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年1回
8	国保年金課	番号法第９条第２項 目黒区個人番号の利用に関する条例第３条第２項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者		○					○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	年6回
9	生活福祉課	番号法第９条第１項 別表第一の２３の項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人未満	介護保険被保険者		○					○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
10	生活福祉課	番号法第９条第１項 別表第一の９５の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人未満	介護保険被保険者						○			随時
11	生活福祉課	番号法第９条第２項 目黒区個人番号の利用に関する条例第３条第２項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」による保護の実施に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人未満	介護保険被保険者		○					○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
12	障害施策推進課	番号法第９条第１項 別表第一の１１７の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人未満	介護保険被保険者及び住民票同一世帯者	○					○			随時
13	障害施策推進課	番号法第９条第１項 別表第一の９の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人未満	介護保険被保険者及び住民票同一世帯者	○								随時
14	障害者支援課	番号法第９条第１項 別表第一の１１７の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人未満	介護保険被保険者	○								随時
15	障害者支援課	番号法第９条第２項 目黒区個人番号の利用に関する条例別表第８の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	介護保険被保険者情報等	1万人未満	介護保険被保険者	○								随時